

企画提案公募実施要領

1 委託業務の名称

令和 7 年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務

2 目的

本県は、島しょ地域という地理的要因などから資源循環コストが高く、リサイクル体制に課題があることから、一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べ低くなっている。本事業では、県全域でリサイクルを推進するため、モデル事業の実施を通じて、プラスチック製容器包装や生ごみ等の資源循環可能な廃棄物のリサイクル方法や水平展開の手法等を検討し、本県に適したリサイクル体制の構築に取り組むことを目的とする。

3 事業期間

令和 7 年度から令和 8 年度まで（予定）。

ただし、令和 8 年度の委託については、前年度の実績をもとに判断する。また、令和 8 年度の当初予算成立を前提とし、2 年間の事業を保証するものではないことに留意すること。令和 7 年度の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 20 日までとする。

4 内容

本業務の内容は、「令和 7 年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務仕様書（案）」に基づくものとする。なお、令和 8 年度事業について、これまでの事業成果を踏まえた市町村等への水平展開につながる取組を企画提案し、実施内容、工程、見積りに含めること。

5 予算額

令和 7 年度 72,136,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※本金額は予算の上限額を示したものであり、契約金額は異なる場合がある。

6 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体 JV) とする。

- (1) 本業務を円滑に履行することができる執行体制が整備されている者であること。
- (2) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む）を有する法人であること。
- (3) 過去 5 箇年の間に国又は地方自治体における廃棄物に関する調査または検討業務の経験を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。また、同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了

- しない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (10) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (14) 本要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (15) 企画提案に参加する事業者との間に資本の提携がないこと。
- (16) 共同企業体（JV）で応募する場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体（JV）を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体（JV）を構成する全ての事業者は、応募資格(4)から(14)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体（JV）を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、応募資格(2)の要件を満たす者であること。
- オ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
- カ 共同企業体（JV）を構成する事業者は、他応募事業者との間に資本の提携がないこと。

8 応募方法

(1) 提出書類

No.	提出物	様式
①	企画提案参加表明書	様式 1 号※
②	企画提案書 <要約版>	様式 2 号
③	企画提案書 <本文> (※令和 8 年度の実施内容についても企画提案に含めること)	様式 3 号
④	業務実施工程表 (※令和 8 年度までの 2 年間の工程表)	様式 4 号
⑤	業務遂行体制	様式 5 号
⑥	費用見積書 (※令和 7 年度のほか、参考として令和 8 年度分)	様式 6 号※
⑦	業務実績一覧表	様式 7 号
⑧	企業概要	様式 8 号
⑨	誓約書	様式 9 号

	※参加資格要件確認書類（【別添】参照） 1. 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類 2. 労働保険に加入していることが確認できる書類 （加入義務がない場合は除く） 3. 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 （加入義務がない場合は除く） 4. 社会保険に加入義務がないことについての申出書 （加入義務がない場合）	様式 10
⑩	共同企業体（JV）設置要綱（共同企業体のみ）	任意様式 （別添ひな形参照）
⑪	その他添付書類 ・定款又は寄附行為 ・直近 2 事業年度の決算報告書又はこれに類する書類	任意様式
⑫	提案書受理票	様式 11 号

※には、「単独企業用」と「共同企業用」の様式があります。

注）共同企業体（JV）による応募の場合、⑦、⑧、⑨の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出して下さい。

（2）提出方法、形式

- ア 提出書類は全て A 4 版とし、任意様式を除いて縦長横書きとすること。
- イ 上記(1)の②～⑧までの提出書類は、ページ番号を付して両面コピー（色刷り可）とし、30 ページ以内とすること。
- ウ 文字サイズは、11 ポイント以上とすること。
- エ 提出部数は次のとおりとし、左上をホチキスで留めて提出すること。
 提出物①～⑧：各 8 部（正本 1 部及び副本（写し） 7 部）
 提出物⑨～⑫：各 1 部
- オ 提出方法 郵送又は持参

（3）質問事項

質問は、質問書（別添様式 12）を FAX 又は E-mail（件名を「令和 7 年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務について」とすること。）により提出すること（日本語のみ）。

- ア 質問受付期限 令和 7 年 4 月 23 日（水）17 時まで
- イ 質問回答方法 沖縄県 Web ページ公募用（本ページ）に随時掲載する。
- ウ 送信先 （FAX）098-866-2235
 （E-mail）aa035009@pref.okinawa.lg.jp

（4）提出期限

令和 7 年 5 月 1 日（木）17 時必着（郵送含む）

（5）提出先

沖縄県 環境部 環境整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）

※持参の場合は、土、日、祝日を除く 9 時から 17 時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「島しょ型資源循環社会構築事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法（特定記録、簡易書留等）で送付して下さい。

(6) 不受理及び無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が申請したとき。
- イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ウ 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 審査の手順、審査基準及び委託契約

(1) 審査方法

- ・応募多数の場合、1次審査として、沖縄県環境部環境整備課内において、書類審査を実施する。1次審査通過案件については、2次審査（プレゼンテーションによる企画審査）の案内を送付する。
- ・2次審査として沖縄県環境部に設置する「令和7年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務に係る委託候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、各提案内容のプレゼンテーションによる企画審査を行い、順位付けを行う。
- ・審査にあたり、提案内容を確認するため事前に沖縄県環境部環境整備課職員が聴き取りを行うことがある。
- ・企画審査は非公開で実施し、審査の経過等、審査に関する問合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会における審査は、以下の基準をもとに行います。

- ア 技術力：沖縄県内の廃棄物処理やリサイクルの現状を理解し、課題解決のためのコンサルティング能力を有していること。
- イ 適合性：本業務の趣旨、目的に沿った提案であること。
- ウ 具体性：資源循環モデル事業の実施に係る各手法（実施計画の策定、住民周知、実証試験の実施方法、再商品化の実施可能性の検討、実証試験の検証等）、モデル事業成果の水平展開の方法、新たな資源循環モデル事業案の検討（県全域への波及効果、対象とする自治体の選定方法等）、令和8年度の水平展開の取組、検討委員会の設置及び運営の方法等が具体的かつ効果的であること。
- エ 実効性：本業務を確実に実施できる、運営体制、スケジュール（令和8年度業務含む）となっていること。
- オ 経済性：本業務を実施するにあたり、妥当な積算になっていること。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、沖縄県環境部環境整備課から参加者に通知する。

(4) 委託契約の締結

ア 契約の締結

審査委員会における第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。ただし、採択条件として提案書にお

ける実施計画、実施体制、積算書等の見直しを求めることがある。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとする。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがある。

イ 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。

ウ 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) スケジュール（予定）

- ア 公募開始・・・・・・・・・・令和7年4月17日～
- イ 質問受付締切・・・・・・・・・・令和7年4月23日
- ウ 公募締切(書類提出期限)・・・・・・・・令和7年5月1日
- エ 書類審査結果通知・・・・・・・・・・令和7年5月上旬
- オ 企画審査(審査委員会)・・・・・・・・令和7年5月上旬
- カ 企画審査結果通知・・・・・・・・・・令和7年5月中旬
- キ 委託契約締結・・・・・・・・・・令和7年5月中旬

10 対象経費

(1) 経費の区分

経費項目	内 容
1 直接人件費	本業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2 直接経費	
(1) 旅費	本業務従事者に対する業務実施に必要な交通費、 宿泊費、日当等
(2) 委員会費	検討委員会の運営に要した委員謝金、委員旅費、 会議室借上費等の経費
(3) 資源循環モデル事業費	資源循環モデル事業の実施にあたり必要な経費（消耗品費、機器 使用料及び賃借料等）
(4) 印刷製本費	本業務で使用する報告書等の印刷製本に関する経費
(5) その他特別費	(1)～(4)の各経費の他、本業務の実施にあたり特に直接 必要と認められる経費
3 一般管理費	本業務実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困 難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なも の）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「Ⅰ 直接人件費」＋「Ⅱ 直接経費」の合計額の10%以内 とする。
4 再委託費	受託者が直接実施できない内容の再委託に係る経費

5 消費税及び 地方消費税	上記1～4の項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上すること。
------------------	---

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただくが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定する。

(3) その他

ア 経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めない。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とする。

イ 委託業務の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出し、委託金額の確定後に精算払いとなる。

12 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できない。
- (2) 提出書類等の作成・提出及び選定委員会への出席等応募のための要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書作成のため沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはならない。
- (4) 秘密の保持について、提出書類は本業務の受託者選定のためのみに用いることとし、厳重に管理する。取得した情報については、提案内容の審査のために利用することとし、上記の目的以外で利用することはない。
- (5) 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めない事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (6) 受託機関は、本業務の管理、成果物の取扱い等、本業務の全てに責任をもつこととする。
- (7) 受託機関は、本業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとする。
本業務の経費は国の予算から支出されていることから、会計検査の対象となり、会計実地検査が行われる場合がある。
- (8) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、本業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求等による不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがある。
- (9) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合がある。